

○珠洲市特定居住支援法人の指定等に関する取扱要綱

令和 8 年 5 月 7 日
告示第 8 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 5 2 号。以下「法」という。）第 2 8 条第 1 項の規定による特定居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 支援法人の指定を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、特定居住支援法人指定（更新）申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
 - (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
 - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (7) これまでの特定居住の促進に関する活動実績を記載した書面
 - (8) 法第 2 9 条各号に規定する業務に関する計画書
 - (9) 市税の滞納がないことを証する書類
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
- (支援法人の指定等)

第 3 条 市長は、申請者から前条の申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第 2 8 条第 1 項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、次のいずれかに該当する法人であること。
 - ア 特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
 - イ 一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない法人
 - ウ 特定居住の促進を図る活動を行うことを目的とする会社
- (2) 第 8 条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなっ

た日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

(4) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(5) 申請者が支援法人として行う業務が、法第29条各号に規定する業務として適切なものであること。

(6) 申請者が、必要な人員体制の整備、個人情報保護その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(8) 申請者に市税の滞納がないこと。

2 市長は、申請者を支援法人として指定をする場合は、特定居住支援法人指定書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年とする。ただし、再指定を妨げない。

（名称等の変更）

第4条 法第28条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 支援法人は、第2条第8号の規定により申請した業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項に規定する業務の廃止の届出を受理したときは、法第28条第1項の規定による指定を取り消すものとする。

（事業の報告）

第6条 支援法人は、事業年度開始前までに、当該年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、当該年度の翌年度の4月末日までに事業報告書及び収支決算書を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第7条 市長は、法第30条第2項の規定により、支援法人による業務の適正かつ確実な実施が確保されないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命じることができる。

(指定の取消し)

第8条 市長は、法第30条第3項の規定により、支援法人が法第30条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、同条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消通知書(様式第6号)により当該支援法人に通知するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、珠洲市特定居住支援法人の指定等に必要事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

珠洲市長

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

特定居住支援法人指定（更新）申請書

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「法」という。）第28条第1項の規定による特定居住支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 これまでの特定居住の促進に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第29条各号に規定する業務に関する計画書
- 9 その他業務に関し参考となる書類

以 上

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

法人の住所

法人の名称又は商号 様

珠洲市長

特定居住支援法人指定書

年 月 日付の申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第28条第1項の規定による特定居住支援法人として指定します。

記

- 1 法人の名称又は商号：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 指定の期間：
- 6 指定に当たっての要件その他の事項：

以 上

珠洲市長

特定居住支援法人の名称又は商号
代表者氏名

名称等変更届出書

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）
第28条第3項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

珠洲市長

特定居住支援法人の名称又は商号
代表者氏名

業務変更届出書

珠洲市特定居住支援法人の指定等に関する取扱要綱第4条第2項の規定により
届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

年 月 日

珠洲市長

特定居住支援法人の名称又は商号
代表者氏名

業務廃止届出書

特定居住支援法人の業務を廃止したので、珠洲市特定居住支援法人の指定等に関する取扱要綱第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

特定居住支援法人の名称又は商号

代表者氏名 様

珠洲市長

指定取消書

珠洲市特定居住支援法人の指定等に関する取扱要綱第 8 条の規定により、特定居住支援法人の指定を取り消します。

指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	